

## 「天理の第九演奏会」支援のご寄附について

天理市

平素は、市政の発展にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年度からの事業見直しにより、音楽団体による自主活動に転換した「天理の第九演奏会」への支援のご寄附を募集しています。頂いたご寄附は「天理の第九演奏会」の支援に全額（市内在住者の場合は寄附額の7割分）使用させていただきますので、返礼品はありません。また、恐れ入りますがご寄附は1口（1口5千円）以上でお願いします。なお、ご寄附に関する手続きは、裏面のとおりですので、よろしくお願いいたします。

【税金控除等】①個人：ふるさと納税による税金控除（所得税・住民税）が可能

②法人：全額損金算入が可能

<問合せ先：天理市文化センター事務局 TEL 0743-63-5779 >

## 天理の第九演奏会支援の寄附申出書

天理市文化センター事務局 宛 （ FAX 0743-63-1872 ）

令和 年 月 日 （ 法人 ・ 団体 ・ 個人 ）

〒

ご住所（所在地）： \_\_\_\_\_

（ふりがな）

お名前（ご名称）： \_\_\_\_\_

お電話番号： \_\_\_\_\_ E-mail： \_\_\_\_\_

寄附 金額										円
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記の金額を天理の第九演奏会支援のため、天理市に寄附したいので申出します。

寄附の方法（下記のいずれかに○を付けてください）

1. 現金持参 2. 金融機関で納付書による納付 3. 金融機関からのお振込み

## 【寄附者情報】

情報公開	<input type="checkbox"/> 承諾する	<input type="checkbox"/> 承諾しない	※承諾された場合は、氏名・住所(市区町村名)・寄附金額等を市ホームページや広報紙などで公表させていただきます。							
ワンストップ 特例申請※1	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年 月日	明・大 昭・平	年	月	日		

## ※1ワンストップ特例申請

給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずに寄附金控除を受ける申請です。ただし、年間5団体以内の寄附の場合に限ります。

## 手続きの流れ

### ①寄附申出書（表面）へのご記入

- ・ 寄附申出書をご記入ください。
  - 1) 文化センター事務局へ、ご持参ください。
  - 2) 文化センター事務局へ、FAX 又は郵送により送付してください。

### ②寄附の方法をお選びください

#### ア) 現金でのご寄附

- ・ 文化センター事務局へご持参ください。その際、受取の領収書を発行します。

#### イ) 指定納付書により金融機関で納付

- ・ 後日、指定納付書を送付いたしますので、下記の金融機関窓口にて納付ください。

(指定金融機関)：南都銀行

(収納代理金融機関)：みずほ銀行・三菱UFJ銀行・りそな銀行・中京銀行・

近畿大阪銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・奈良信用金庫・

奈良県農業協同組合・近畿労働金庫

#### ウ) 金融機関からのお振込み（振込手数料は本人様ご負担となります）

- ・ 下記口座へ、金融機関の振込依頼書を使用し、直接お振込みください。

金融機関名	南都銀行 天理支店
支店番号	180
口座番号	2208365 (普通)
名義人	天理市会計管理者

### ③寄附金受領証明書の発行

- ・ 天理市長名で寄附金受領証明書を発行し、寄附申出書に記載のご住所に郵送いたします。この証明書が税控除の必要書類となります。

※ワンストップ特例申請をされた方は、原則確定申告不要です。

## 【寄附金控除について】

天理市へのご寄附は、税務上の控除が受けられます。

### 1. 個人様からのご寄附（個人事業主含む）の場合

確定申告をしていただきますと、所得税の還付+翌年度住民税からの控除が受けられます。※ワンストップ特例申請をされた方は、原則確定申告不要です。

所得税等の軽減：寄附金控除（所得控除）

寄附金額×1-2千円=寄附金控除額 ※1 所得金額の4割まで

①寄附金控除額×所得税率×1.021=所得税等軽減分

個人住民税の減額：寄附金税額控除※2 ※2 個人住民税所得割の2割まで

②基本分：(寄附金額×3-2千円)×10% ※3 総所得金額等の3割まで

③特例分：(寄附金額-2千円)×90%-所得税等軽減分

税金控除額合計①+②+③ → (寄附金額-2千円)が税額控除(限度額あり)

### 2. 法人様からのご寄附の場合

寄附金の全額が損金算入できます。

寄附金額全額が損金算入

寄附金額×実効税率 → 寄附金額の約3割 税額軽減